

氏名	うめもとてつよ 梅本哲世
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	論経博第258号
学位授与の日付	平成12年11月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	戦前日本資本主義と電力

論文調査委員 (主査) 教授 下谷政弘 教授 岡田知弘 教授 今久保幸生

論文内容の要旨

本論文は、戦前日本における電力業の発展過程をたどりながら、日本経済の発展においてそれが果たした役割と意義とを分析したものである。対象とする時期は、主として1910年代から30年代である。

全体は二部構成をとり、第1部は「電力業と地域的再編成」、第2部は「電力業と電力統制」であり、全10章および補論から成る。

第1章「大阪電灯の展開過程と公営化」では、1910～20年代にかけての大阪電灯の発展過程とその公営化の経緯を分析した。同社は大阪地方の電力業再編成の中心であり、東京電灯と並ぶ大電力会社であった。1923年の大阪市による同社の買収こそが、1920年代において激化する五大電力の市場競争の重大な契機をなした点が指摘される。

第2章「電気事業報償契約についての考察」では、戦前において市町村と電力会社の間に締結された電気事業報償契約の分析を試みた。とくに大阪を取り上げ、大阪電灯、宇治川電気との報償契約の内容を吟味しながら、報償契約が両電力会社の経営政策にどのような影響を与え、その後の大阪における電力業再編にどのように関連していたかを分析した。

第3章「日本資本主義と電力」では、日露戦後から1920年代にかけての、大阪における工場電化の進展と電力業の展開を考察し、日本経済の発展過程で電力が有していた意義を検討した。とくに、電化が工業地帯形成に及ぼした影響を分析し、大阪における電力供給体制とその結果生じた「電力問題」とを考察した。

第4章「戦前九州地方における電気事業」では、1920年代から30年代前半にかけての同地方における電気事業の展開過程を扱った。まず、九州地方の電気事業の全体的特質について述べ、ついで北九州および南九州における電気事業の展開を電力会社の動向を中心に分析した。その際、電源および電力消費構造の違いが電力会社の経営政策に与えた影響を強調し、地域的特性にもとづいた電力業の展開様式の考察を試みた。

第5章「戦前宮崎県における電気事業の展開」では、九州随一の電源県であった宮崎県の水利権をめぐる九州水力電気と九州電灯鉄道との対立を分析し、あわせて県営電気事業の創設についても言及した。宮崎県民は県外送電反対運動を起こして電力会社の動きに抵抗するが成功せず、結局、九州送電が設立され、これを契機に九州水力が九州最大の電力会社に成長する。同社の設立は、九州地方における電気事業の再編成の重要な転換点となった。

第6章「戦前日本における電力政策と水主火従主義」では、戦前日本の電力政策の基調であった水主火従主義の成立過程を、エネルギー政策との関わりから分析した。まず、戦前日本のエネルギー資源の賦存状況について検討した上で、通信官僚による水火併用方式の研究成果と第二次水力調査が、国家的規模でのエネルギー問題をふまえた電力政策を提起する基礎となったことを指摘した。さらに、こうした通信官僚の政策提起が、国家による電力業の一元的統制の企図に連なることについても言及した。

第7章「改正電気事業法と電力連盟」では、1931年の電気事業法の改正と32年の電力連盟の成立を検討した。まず、電力統制の歴史を概観し、その中に改正電気事業法と電力連盟の成立の意義を位置づけた。その際、1920年代における電力会社間での競争の激化と、資金融資者たる財閥系銀行の役割が強調された。こうして形成された協調体制、いわゆる「改正電気

事業法体制」がその後の電力会社の経営政策に与えた影響についても分析した。

第8章「財閥資本と電力業」では、財閥資本と電力会社の関係を金融的側面から検討した。まず、電力会社の株式所有や財務構造について検討し、借入金・社債における財閥系銀行の大きな比重を指摘した。さらに、『池田成彬日記』などを用いて「東電問題」と電力統制との関連性を検討し、電気事業法改正および電力連盟成立は、財閥系銀行の電力業への介入を制度化し、電力業の安定化による債権回収を図ったものであることを指摘した。

第9章「1930年代前半におけるわが国電力業の展開」では、電力業の展開プロセスを経済の重化学工業化との関連で分析した。電力需給の逼迫および電力料金の上昇に対し、大口電力使用者は自家発電の建設に走った。また、30年代前半の電気委員会において電力料金・自家発電をめぐる官僚、財界の間での意見対立がみられたが、財閥の主導で「現状維持」の方向に調整されたことを述べた。

第10章「改正電気事業法体制と電力国家管理」では、景気回復、重化学工業化の進台とともに、電力使用者の間で「改正電気事業法体制」への批判が広がったこと、またソ連の五カ年計画に危機感を抱いた軍部・官僚が「生産力拡充計画」の目玉として電力問題を取り上げ、これが戦時統制の柱としての「電力国家管理」に至ったプロセスをたどった。

補論「臨時電力調査会と電力国家管理」では、1937年に開かれた同調査会での討論内容を「議事録」をもとに紹介しながら、当時の電力会社の動向と、電力国家審理が電力業再編にもたらした意義を分析した。

論文審査の結果の要旨

戦前日本の電力業研究にはいくつかのものが挙げられるが、本論文「戦前日本資本主義と電力」は以下の点において評価される。

第1に、電力業と地域的基盤の関係をより重視した点である。電力業は資源および供給区域独占を基礎に発展するという特徴をもつ。したがって、その分析においては各電力資本の地域的基盤の相違に注目する必要がある。本論文では、電力業発展史において重要な位置を占めた大阪および九州を取り上げ、具体的に工業地帯の形成・確立における電力業の役割、およびそれぞれの地域的特性や住民運動などが電力業再編成にもたらした影響を論じた。こうした視点を意図的に取り込んだことが、本論文を他と区別させている。

第2には、電力政策の展開をエネルギー政策との関連で考察しようとした点である。第一次大戦中に日本の工業電化は急速に進み、電力は石炭と並ぶ主要エネルギー源となった。電力政策はエネルギー政策の重要な一環として位置づけられはじめたのであり、たとえば、高圧送電技術などの発展を背景として、1920年代には通信官僚らによって水火併用方式の理論的根拠が形成される。本論文では、のちの電力統制に至るプロセスをエネルギー政策という観点から検討する道筋を切り開いた。

第3には、電力資本と財閥資本との関係を一次資料を用いて再検討した点である。従来は、融資と社債引受を通じた「財閥による電力資本の支配」説と、電力資本の自立性を強調する「支配否定」説とが対立していたが、本論文では新たに『池田成彬日記』や「ラumont文書」などを駆使して、不良債権の処理問題を目的とした財閥系銀行の電力会社への介入支配が行われたと主張した。いわゆる「改正電気事業法体制」の成立も、財閥系銀行の電力業への介入を制度化するものに他ならず、電力業界の安定化を図って債権を回収する目的のものであった、と新しい見解を示したことが注目される。

第4には、電力国家管理に至るプロセスを地道にたどり直した点である。従来の研究ではそのプロセスが十分に説得的ではなかったとして、本論文では、日中戦争勃発および戦時統制のスタートを背景とした軍部・革新官僚らによる「生産力拡充計画」の推進という要因に加えて、現状維持機構としての「改正電気事業法体制」のはらむ矛盾の顕在化という点を強調して、それを電力国家管理に至る他方の要因として新たに指摘した。

以上のように、本論文はこれまでの電力業発展史にいくつかの新しい知見を付け加えた功績、およびこれまで不鮮明なままであった論点を明確にした点で高く評価される。とくに、一次資料の発掘によってそれらを解明しようとした著者の長年にわたる研讀は貴重である。

ただし、いくつかの問題点も残している。たとえば、本論文の第1部（地域独占）と第2部（電力統制）の論点の橋渡しが必ずしも明かでない点である。この点は、本論文のキーワードたる「改正電気事業法体制」をどのように位置づけるかの

問題でもあろう。また、本論文では、これまでの先行研究の不備を的確についでいるものの、論争はほとんどが注でなされている。むしろ、先行研究との接点を本文で展開し、論争点にもっと積極的に立ち入るべきではなかったか、という点である。本論文が先行研究を十分乗り越えているだけに惜しまれる。さらに、細かい点では、たとえば、財閥と財閥系銀行とを同一に捉えてよいかどうか、あるいは、電力国家管理構想を官僚のそれだけでなくより広く吟味すべきではなかったか、などの諸点も指摘されよう。

こうした若干の問題点はあるものの、もちろん、それらは本論文全体に対する評価をいささかも揺るがすものではない。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、平成12年9月20日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。